

広域自治体としての三重県のあり方

2013年2月23日
第5回三重県経営戦略会議



目 次

	[頁]		[頁]
1 はじめに	1	5 海外における広域自治体(大都市制度) の事例	
2 都道府県制度をめぐる変遷		5-1 英国の事例	12
2-1 明治期以降の都道府県制度の変遷	2	5-2 デンマークの事例	13
2-2 地方自治法上の都道府県の役割	3	5-3 韓国の事例	14
2-3 市町村合併の変遷	4	5-4 台湾の事例	15
3 都道府県制度にかかる課題	5	6 自治体としての三重県の特徴	
4 都道府県制度をめぐる提言等		6-1 歴史的な三重県の成り立ち	16
4-1 全国知事会「地方分権下の都道府県の 役割」(2001年7月)	6	6-2 地域区分の特徴	17
4-2 第27次地方制度調査会答申(2003年11月)	7	6-3 文化的、経済的な地域特性	18
4-3 市町村からの意見	8	6-4 最近の広域連携の動き	19
4-4 住民の都道府県に対する愛着度	9		
4-5 地方分権改革関連の最近の動き ① 自由民主党の政権公約のポイント	10		
② 全国知事会「道州制に関する基本的な 考え方」(2012年11月)	11		

1 はじめに

少子高齢化の進行や経済社会活動の広域化・グローバル化など社会を取り巻く環境が変化し、量的な拡大よりも質の充実に対する住民ニーズが高まるなか、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造していくためには、現在の硬直化した画一的な中央集権型システムを改め、自己決定・自己責任のもと、地方が真に自立した地方分権型の行政システムを確立することが求められている。

この地方分権改革の流れの中で市町村合併が大きく進展する一方で、都道府県の区域を越える広域行政課題の増大等、都道府県を取り巻く環境が大きく変化し、広域自治体としての都道府県のあり方が問われている。

【論点】

都道府県制度のこれまでの歴史や三重県の地域特性等も踏まえて、これからの中核市町村としての三重県はどうあるべきかについて、大局的な観点からご意見をいただきたい。

2. 都道府県制度をめぐる変遷

2-1. 明治期以降の都道府県制度の変遷

- 戦前の広域的地方制度である府県制度から地方自治法の体系へ、そして地方分権一括法による機関委任事務の廃止による自立した広域自治体へ変遷。
- もっとも都道府県の姿は明治21（1888）年に47ある現在の都道府県の区域の原型が確立されて以来、その名称及び区域はほとんど変更されることなく今日に至る。

年次	都	道	府	県	藩	内容
明治4(1871)年6月			3	45	261	廢藩置県直前
明治4(1871)年末			3	72		廢藩置県の全国的導入
明治9(1876)年末			3	35	1	府県の合併進行(藩は琉球藩)
明治12(1879)年末			3	36		沖縄県
明治21(1888)年末			3	43		市制町村制制定(市町村に独立の法人格を認める) この間、堺県が廃され、徳島県、福井県、鳥取県、富山県、佐賀県、宮崎県、奈良県、香川県が新たに置かれる。
明治23(1890)年						府県制、郡制制定(国の行政機関としてではなく、地方公共団体としての府県・郡について規定)
明治32(1899)年						府県制、郡制全文改正(府県の法人化を明記)
昭和18(1943)年末	1		2	43		東京都制施行
昭和21(1946)年末	1	1	2	42		府県制改正に伴い、北海道を加え、沖縄県を除く。
昭和22(1947)年						地方自治法制定(知事以下の職員の身分を官吏から地方公務員へ)
昭和47(1972)年5月～現在	1	1	2	43		沖縄県を加え、現在に至る。
平成11(1999)年						地方自治法改正(機関委任事務制度の廃止)

(出典)地域経営ニュースレターAugust2001 Vol.36、「地方自治制度の歴史」総務省HP

2-2. 地方自治法上の都道府県の役割

- ・地方自治法の平成11（1999）年改正により、機関委任事務は廃止され、都道府県の役割は、広域的事務、連絡調整事務、補完的事務の3つに限定された。
- ・市町村への関与は、地方自治法及び個別法に認められた関与のみとされた。

	平成11年法改正前	平成11年法改正後
基本的性格	市町村を包括する広域の地方公共団体（法2条6項）	市町村を包括する広域の地方公共団体（法2条5項）
機能・事務	<p>①広域にわたる事務</p> <p>②統一的な処理を必要とする事務</p> <p>③市町村に関する連絡調整に関する事務</p> <p>④一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模を要する事務</p>	<p>①広域にわたる事務</p> <p>②市町村に関する連絡調整に関する事務</p> <p>③その規模又は性質において一般的の市町村が処理することが適当でないと認められる事務</p>
市町村への関与	<p>①自治法及び個別法に基づくさまざまな指揮監督等（機関委任事務としての関与を含む）（法150条ほか）</p> <p>②市町村の行政事務に関する条例の制定（統制条例）（法14条3項、4項）</p>	<p>①自治法および個別法に認められた関与のみ（自治事務または法定受託事務としての関与）（法245条の2のほか）</p> <p>・技術的助言・勧告・報告徴収・是正の勧告・同意・協議・指示・許可・認可・承認等</p>

2-3. 市町村合併の変遷

4

- 全国の市町村数は明治、昭和、平成の三度の大合併を経て、71,314から1,820へと約40分の1に減少。三重県も、1,817から29へ約60分の1に大幅減少。

	全国の状況				三重県の状況				内容(法改正)
	市	町	村	計	市	町	村	計	
明治21年	—	71,314		71,314	—	1,817		1,817	
明治22年	39	15,820		15,859	1	18	31 7	336	市制町村制施行(明22.4.1)
昭和28年	286	1,966	7,616	9,868	7	37	23 0	274	町村合併促進法施行(昭28.10.1)
昭和31年	498	1,903	1,574	3,975	12	40	36	88	新市町村建設促進法施行(昭31.6.30)
平成11年	671	1,990	568	3,229	13	47	9	69	地方分権推進法一部施行(平11.7.16)
平成18年	778	845	197	1,820	14	15	0	29	

※明治の大合併……「市町村制」の施行に伴い、行政上の目的に合った規模と江戸時代からの自然集落との隔たりをなくすために約300～500戸を標準規模として行われた町村合併。結果として、町村数は約5分の1に。

※昭和の大合併……新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要な規模としての約8,000人を目指して行われた市町村合併。市町村数はほぼ3分の1に。

※平成の大合併……市町村の行政サービスの維持・向上、行政としての規模の拡大や効率化を図る観点から行われた市町村合併。結果として、市町村数は44%の減少。

3. 都道府県制度にかかる課題

- ・市町村合併の進展、政令指定都市や中核市の増加等により、基礎自治体である市町村のあり方が大きく変わる中で、都道府県のあり方が問われる状況に。

(1) 市町村合併の進展等に伴う市町の規模拡大及び
能力向上に応じた都道府県の役割の見直し
(二重行政の弊害の解消)

(2) 小規模町村に対する補完の必要性

(3) 都道府県の区域を越える広域的な行政課題への
対応力の向上

4 都道府県制度をめぐる提言等

4-1. 全国知事会「地方分権下の都道府県の役割」(2001年7月)

- ・地方分権一括法制定を受けて、都道府県が今後どのような役割を担う、どのような存在となるべきかについて考察。

県と市町村の役割分担のメルクマール

- ① 産業(製品・サービスの生産・供給)に係るものであるか。
- ② 法人等に係るものであるか。
- ③ 行政対象が広域的に一体のものであるか。
- ④ 行政需要・行政対象が広域的に散在しているものであるか。
- ⑤ 相当高度の専門性を必要とするものであるか。
- ⑥ 市町村を包括する団体という性格に係るものであるか。

行政分野毎の都道府県に期待される役割

(例)産業分野
「新産業・新事業の創出促進」
(メルクマール①⑤)

- 新しい産業や事業の種や核となる新製品・新技術等を生み出す研究開発能力と、その成果を事業に結びつけ大きく発展させていく事業化能力が必要。
- 研究開発に必要とされる知識・技術の高度専門性、あるいは試験研究機関、金融機関、商工団体等幅広い関係機関、団体等のコーディネートの必要性から、市町村では対応が難しく、都道府県が中心的役割を果たすことが期待される。

4-2.「第27次地方制度調査会答申(2003年11月)」

今後における広域自治体としての都道府県の役割

- ・都道府県が自立した広域自治体として、世界的な視野を持つつ積極果敢にその役割を果たしていくためには、高度なインフラの整備、経済活動の活性化、雇用の確保、国土の保全、広域防災対策、環境の保全、情報通信の高度化などの広域的な課題に対応する能力を高めていくことが求められる。
- ・都道府県には国から移譲される権限の受け皿としての役割が引き続き期待されており、土地利用、地域交通、産業振興、国土保全などを中心に、国から都道府県へ一層の事務権限の移譲が進められるべきである。さらに、都道府県には、行政サービスの広域的な提供を通じて、バランスのとれた公共サービスの維持に貢献してきた側面があり、このような役割も引き続き必要である。

広域自治体のあり方(道州制)

<基本的な考え方>

- ・広域自治体と基礎的自治体の二層制を前提として構築する。
- ① 現在の都道府県を廃止し、より自主性、自律性の高い広域自治体として道又は州を設置する。
 - ② 道州制の導入に伴い、国の役割は眞に国が果たすべきものに重点化し、その多くの権限を地方に移譲する。
 - ③ 道州の長と議会の議員は公選とする。
 - ④ 道州の区域については、原則として現在の都道府県の区域を越える広域的な単位とし、地理的、歴史的、文化的な諸条件を踏まえ、経済社会的な状況を勘案して定められるものとする。

4-3. 市町村からの意見

8

森 民夫 全国市長会長(新潟県長岡市長)

- 震が関は物事を俯瞰的に見ることができるが、現場を知らない。市町村は現場を熟知しているが、全国的視野で見ることが得意ではない。その2つの視点がかみ合うことが大事で、それが地方分権だと思う。しかし、今の3層構造では、意志疎通が悪くなっている。3層構造でも都道府県が現場の情報をきちんと理解した上で、国と交渉できればまだいいのだが、都道府県の現場理解能力は低下している。国と市町村とのパイプの目詰まりが日本がいまひとつ分権国家になれない原因だと思う。
- 中間組織が存在する弊害は大きい。私個人としては国と地方との関係を現行の3階建てを2階建てにすべきという基本的な考え方を持っている。

藤原 忠彦 全国町村会長(長野県川上村長)

- 最近はいろいろな問題が生じているとはいっても、都道府県、市町村の自治は定着している。道州制は国民にとって心理的になじみがなく、果たしてうまく移行できるのか大きな不安がある。

(出典)日本経済新聞社「日経グローカル2013.1.9 No.211」

4-4. 住民の都道府県に対する愛着度

- 出身都道府県に対する愛着度をみると、三重県は39.6%（平均43.5%）と全国で30位。一方、都道府県の魅力度をみると、三重県は14.9点（平均26.6点）と年々上昇しているが、全国で26位（2011年は13.7点で全国28位、2010年は12.5点で全国31位）。愛着度と魅力度の上位、下位にランキングしている都道府県は顔ぶれが似ている。

出身都道府県に対する愛着度(2010年)

順位	都道府県	愛着度(%)
1	沖縄県	69.2
2	北海道	61.2
3	京都府	53.3
4	福岡県	52.2
5	高知県	52.0
30	三重県	39.6
42	栃木県	33.2
42	千葉県	33.2
44	佐賀県	33.0
45	秋田県	31.7
46	茨城県	28.5
47	埼玉県	25.8

都道府県の魅力度(2012年)

順位	都道府県	魅力度(点)
1	北海道	63.9
2	京都府	54.6
3	沖縄県	48.4
4	東京都	41.1
5	奈良県	35.9
26	三重県	14.9
42	鳥取県	10.4
43	福島県	9.2
44	栃木県	9.1
45	佐賀県	8.9
46	茨城県	7.8
47	群馬県	7.6

4—5. 地方分権改革関連の最近の動き

10

① 自由民主党の政権公約のポイント

地方分権の推進策

- ①地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、義務づけ・枠付けの見直しを実施
- ②地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保
- ③直轄事業を基幹的・広域的な事業に限定するとともに自治体との事前協議・情報開示の徹底などを基本に、直轄事業負担金制度を抜本的に見直し

大都市制度の見直し

都道府県と政令市などの二重行政による無駄、行政の肥大化による住民サービスの低下への懸念、基礎自治体のあり方など、大都市制度のあり方について、地方からの問題提起に真摯に対応するため、道府県において特別区制度を導入するなど、多様な新しい大都市制度を検討する。

分権の推進に伴う地方の機能強化

国と地方の徹底的な議論が行えるよう、全国知事会など地方六団体の法的位置づけの明確化を図る。地方議会の諸機能を充実・強化するとともに、地方議會議員の職責・職務の範囲を法制化し、明確化することを目指す。

小規模町村のあり方の見直し

人口の減少が続く中山間地の小規模基礎自治体においては、過疎対策などを充実させ、できる限りの支援策を取るとともに、支援のための新たな仕組みについて議論を進める。

地方税財政の充実

地方一般財源の充実・強化を図るため、税制の抜本改革に取り組む際には、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の見直し、地方法人課税による地域間税源の偏在是正などを検討する。これらにより、臨時財政対策債の増大を抑制し、財政の健全化を目指す。

(出典)「自由民主党総合政策集 J-ファイル2012」

4-5. 地方分権改革関連の最近の動き

②全国知事会「道州制に関する基本的な考え方」(2012年11月)

1. 道州制の検討に当たっての全国知事会の立場

慎重論

- ・道州制の姿について、国と地方との間で明確なイメージが共有されていない。
- ・道州制のメリット・デメリット等に関する検証が十分進んでいない。

積極論

道州制議論が活発化する中で、正に当事者として、様々な課題について検討を加えながら真摯に議論を重ね、最も積極的に提案していかなければならない立場にある。



2. 道州制の基本原則

(1)道州制は、地方分権を推進するためのものでなければならない。

(2)道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制とする。

(3)国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことと、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない。

(4)役割分担の見直しに当たっては、事務の管理執行を担っている「国の出先機関」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央府省」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない。

(5)内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な自治立法権を確立しなければならない。

(6)道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない。

(7)道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、住民サービスへの影響や地理的・歴史的・文化的条件など、地方の意見を最大限尊重して決定しなければならない。

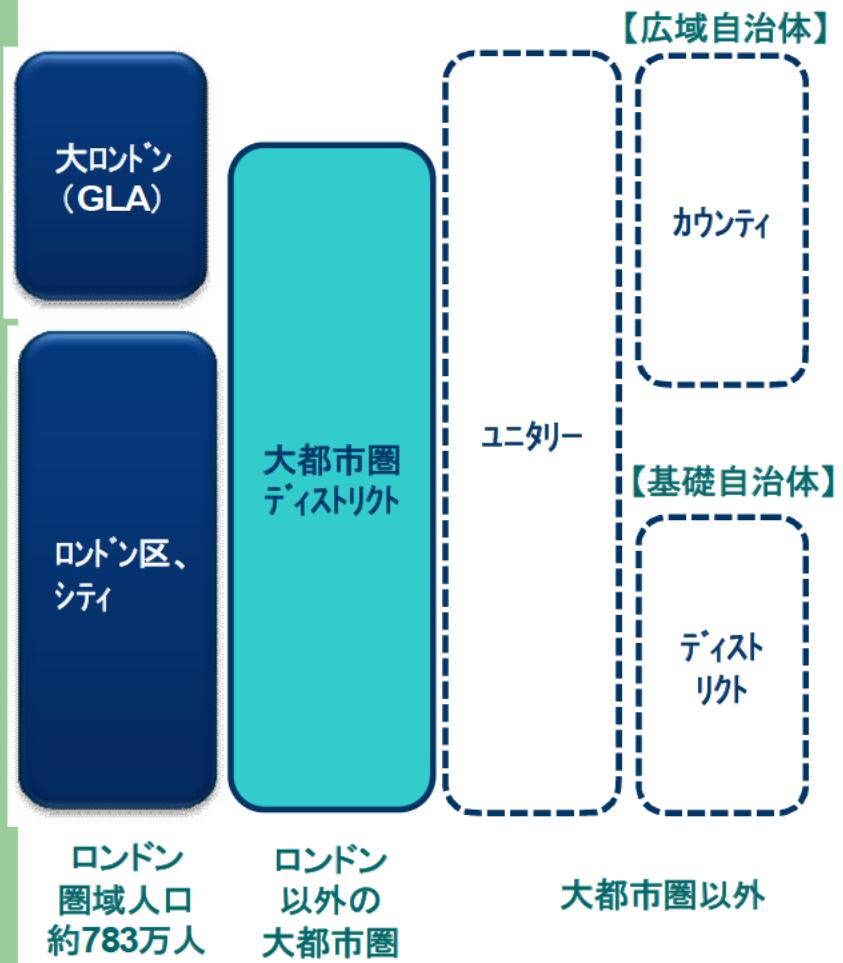
5 海外における広域自治体(大都市制度)の事例

12

5-1. 英国の事例

- ・英国の広域自治体（大都市）制度は、ロンドン、ロンドン以外の大都市圏、大都市圏以外の3つの形態に分かれている。

英国の大都市制度



<ロンドン>

大ロンドン (GLA)	(経緯) 1986年以降ロンドンに存在しなかった広域自治体を2000年に企画調整・戦略策定に機能を限定して設立 (事務) 公共交通、地域開発等の企画調整と戦略策定 (組織) GLA本体(市長(直接公選)、議会(定数25(直接公選))、職員数600名程度)のほか、公共交通、警察、消防・緊急時計画について実務機関を持つ
ロンドン区 シティ	(経緯) シティは英国最古の自治体、ロンドン区は1965年に大ロンドン区域に設けられた基礎自治体 (事務) GLA本体・実務機関で処理する分野以外の広域自治体・基礎自治体の事務

<ロンドン以外の6つの大都市圏>

大都市圏 ディストリクト	(経緯) ロンドン以外の6大都市圏で、1986年に広域自治体(大都市圏カウンティ)が廃止されてから一層制となった自治体 (事務) 事務組合において処理している公共交通、廃棄物処理、警察、消防・救急以外の広域自治体・基礎自治体の事務
--------------	--

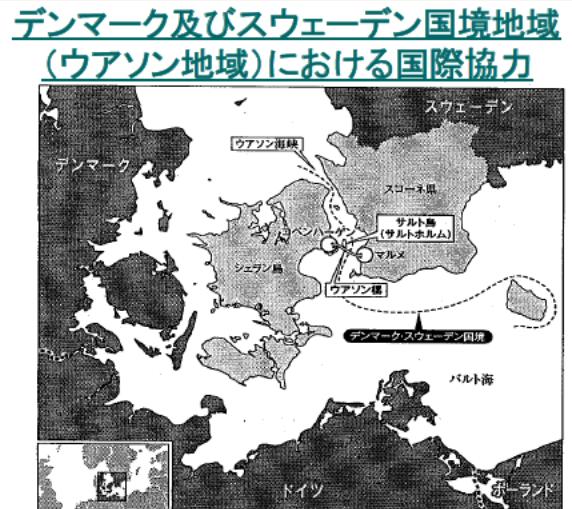
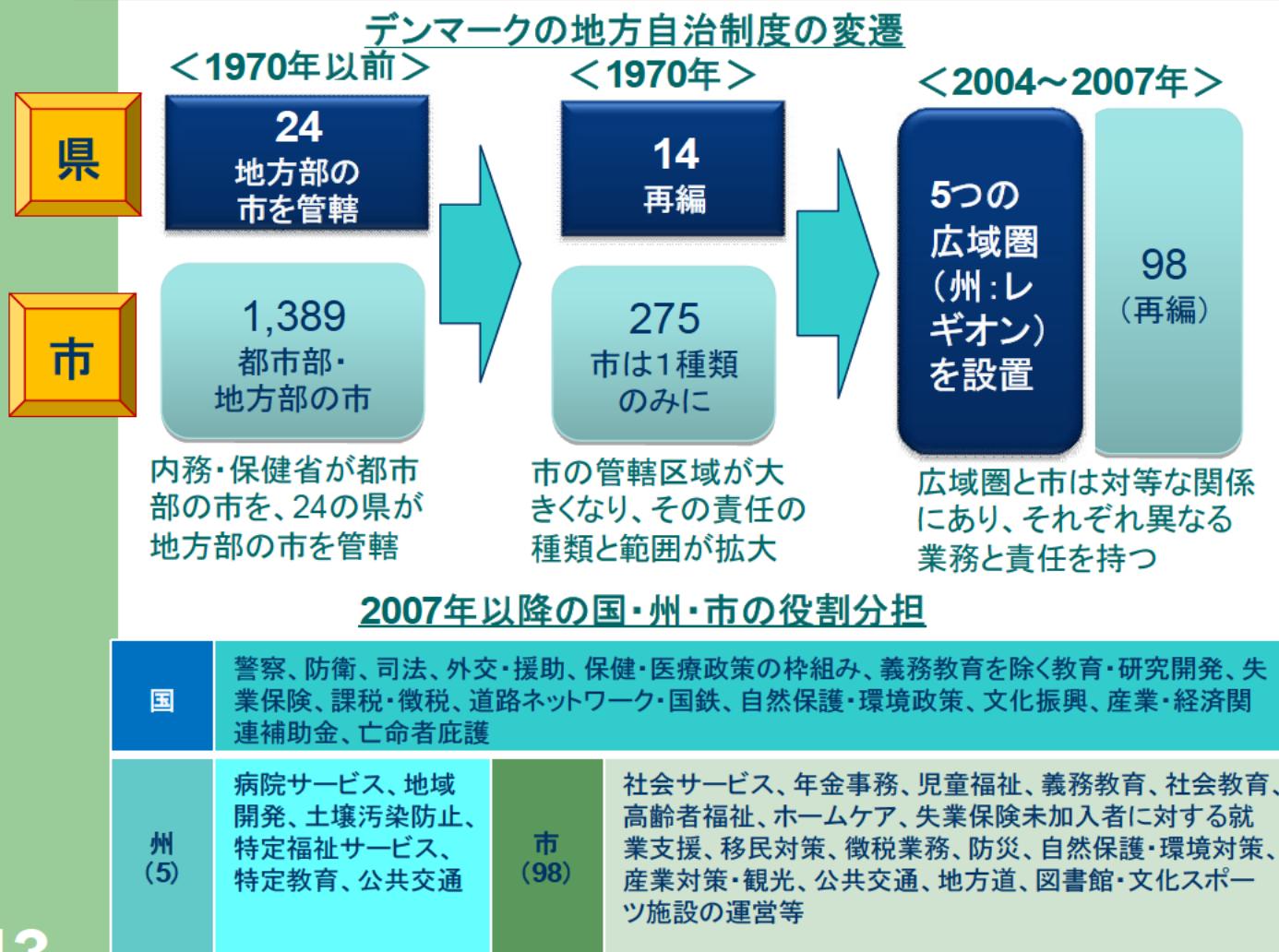
<大都市圏以外>

ユニタリー	(経緯) 非大都市圏において、カウンティ・ディストリクトの二層制であった地域のうち、国の認可を得て一層制に移行した自治体 (事務) 事務組合において処理している警察、消防・救急(一部)以外の広域自治体・基礎自治体の事務
カウンティ	(事務) 広域自治体の事務(教育、道路、交通計画、公共交通、社会福祉、図書館、廃棄物処理、戦略的計画、消防・救急)
ディストリクト	(事務) 基礎自治体の事務(住宅、レジャー・レクリエーション、環境・保健、廃棄物収集、計画申請、地方税)

(出典)第30次地方制度調査会「諸外国の大都市制度について」

5-2. デンマークの事例

- ・デンマークでは、2004年から2007年まで大きな地方分権構造改革を実施。2007年に14の県を全廃し、5つの広域圏（州：レギオン）を設置するとともに、市は98市へ再編。
 - ・スウェーデンとの国境地域（ウアソン地域）では、国を越えて自治体レベルでの協力により、医薬・バイオテクノロジー・医療・IT関連企業約300社が集積する研究・インキュベーション（起業支援）エリア（＝「メディコン・バレー」）を形成。



1993年 ウアソン委員会(レジャー、スポーツ、文化、教育等で協力関係)

1996～2001年、2001～2008年
デンマーク、スウェーデン両国が共同かつ
同等の責任のもとEUのプロジェクト推進

2000年 国境にオルストラ橋が開通。
⇒「メディコン・バレー」を形成。
国際空港、12の大学、医薬・バイオテクノロジー・医療・IT企業関連企業約300社が集積。欧洲ではロンドン、パリに次ぐ地域と評価。

5-3. 韓国の事例

14

- 韓国では、特別市、広域市、人口100万人以上の都市、人口50万人以上の都市、一般の都市などに都市形態が分かれている。

【広域自治体】



(事務)基礎自治体の事務のうち、一部の事務は、大都市の特殊性に鑑み、自治区ではなく特別市が処理

(その他の特例)首都であるソウル特別市に関しては一般法の地方自治法とは別に「ソウル特別市行政特例に関する法律」が定められており、監査、計画策定等に関する國務總理(首相)の関与等の特例が定められている。

ソウル特別市

(対象)釜山、仁川、大邱、光州、大田、蔚山の6市(法定要件はないが、通常は人口100万以上を対象として検討)

(事務)基礎自治体の事務のうち、一部の事務は、大都市の特殊性に鑑み、自治区ではなく広域市が処理

広域市

(事務)道の事務のうち一部の事務を、市が処理

(その他の特例)副市長を2人置くなどの組織上の特例等がある。

人口100万以上の都市

(事務)道の事務のうち一部の事務を、市が処理

(区)任意に自治区ではない区(非自治体)を置くことができる

人口50万以上の都市

(事務)道の事務のうち一部の事務を、市が処理

(区)任意に自治区ではない区(非自治体)を置くことができる

一般制度の概要

道

(位置付け)広域自治体

(事務)広域的・統一的事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治体の独自の処理が困難な事務を処理
(概ね道路、河川、治山・治水、交通・輸送、社会福祉施設、試験・研究等を担当)

市・郡

(位置付け)基礎自治体(市設置は、人口5万以上で、都市形態を具備することが要件とされるが、都市部・農村部の統合形態の市の設置には別に基準が設けられている)

(事務)道が処理する事務以外の事務を処理(概ね上下水道、住宅、都市計画、公衆衛生、教育、公企業等)

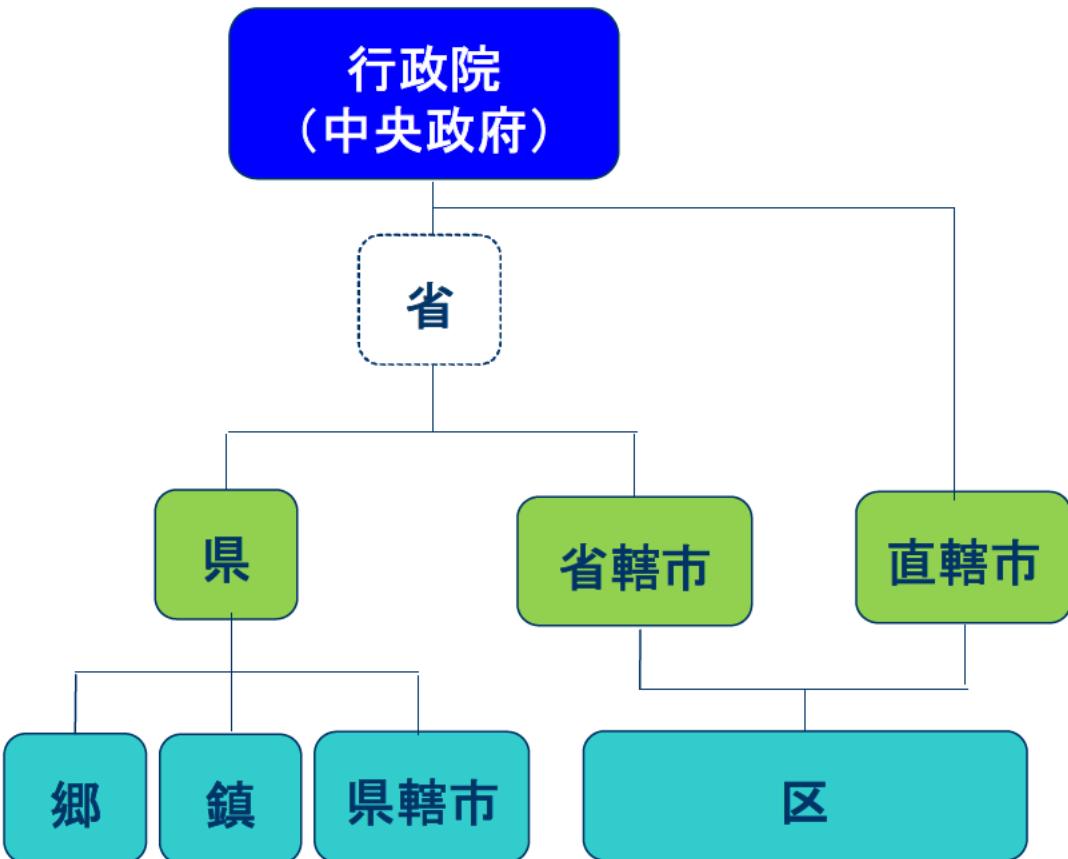
5-4. 台湾の事例

- 中華民国憲法では、地方制度として省や直轄市と、省の下に県や省轄市の設置を規定する。さらに憲法上規定はないが、県の下に郷、鎮、県轄市を設置する。

台湾の地図(2010年12月25日以降)



台湾の地方制度



(注)今日の台湾省、福建省はいずれも中央の出先機関であり、実質的な機能を持たない。区は省轄市もしくは直轄市の出先機関。
(出典)アジ研ワールド・トレンドNo.186(2011.3)

6 自治体としての三重県の特徴

6-1. 歴史的な三重県の成り立ち

16

- 三重県は、明治4（1871）年の第1次廃藩置県により12の藩（府含む）が県へ移行。同年の第二次廃藩置県において安濃津県と度会県の2県に統合され、その後、明治9（1876）年には、現在の三重県の原型となる1県に統合された。

明治初期の三重県の誕生の歴史

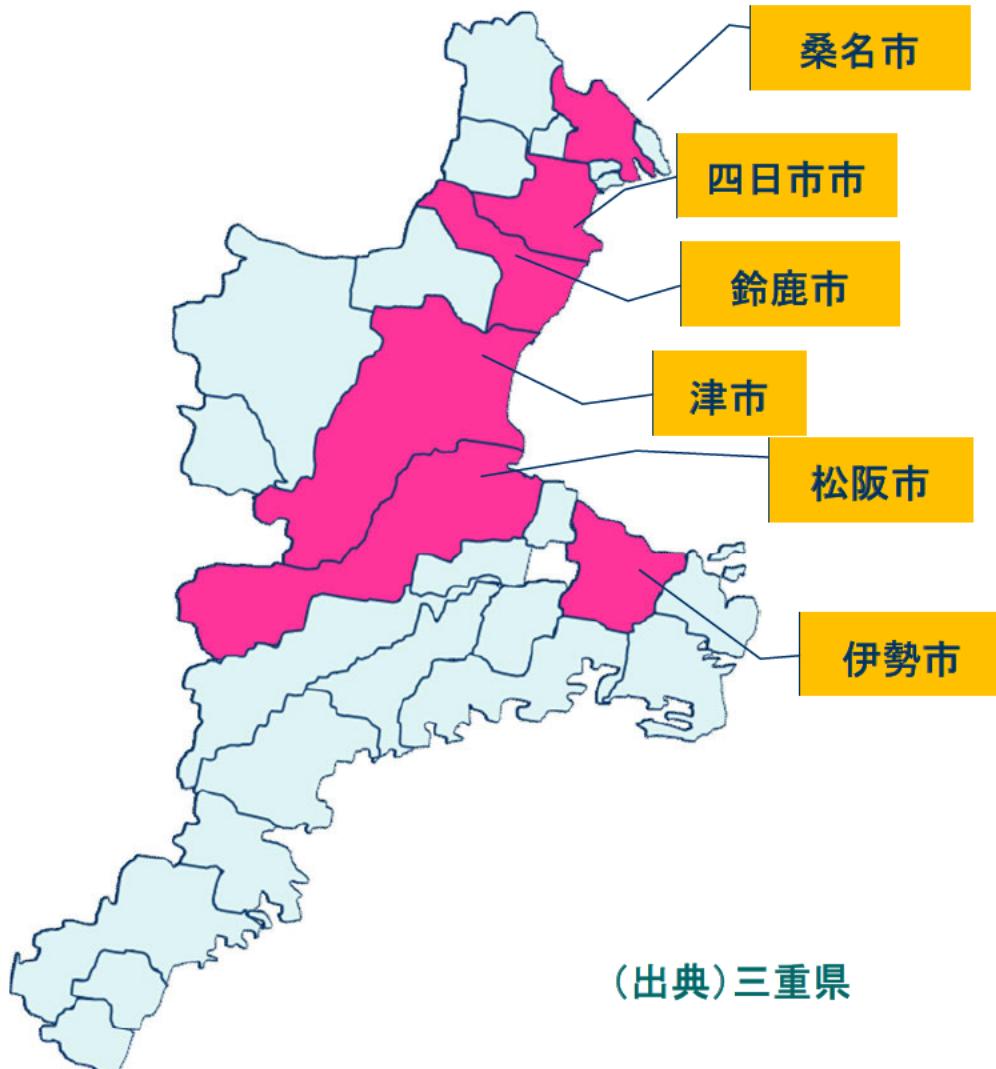


（出典）三重県

6-2. 地域区分の特徴

～人口10万人超の複数の都市が県内に分散～

- 三重県は、全国的な地域区分としては、近畿、関西、中部、東海など様々な区分に分類される特殊な地域。また、県内の各都市をみると、桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢など人口10万人超の複数の都市が県内に分散する状況。



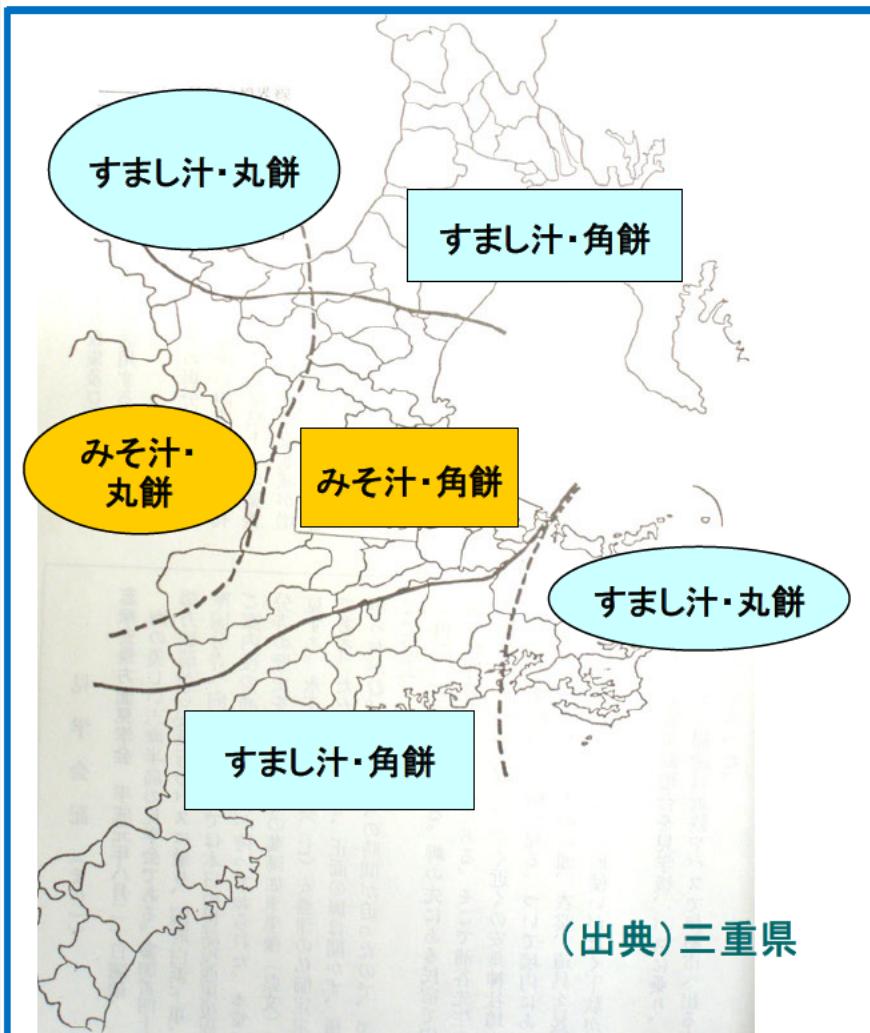
近畿地方	滋賀・京都・奈良・三重・和歌山・大阪・兵庫。教科書や辞書で使用。明治35(1903)年国定教科書「小学地理」で近畿地方を公式に使用。
関西地方	古代は三關以西。中世は近江以西、近世になると若狭・近江・伊賀以西の畿内と周辺地域を狭義の関西、近代になると京阪神中心の近畿地方を汎称。
中部地方	教科書等では、新潟・富山・石川・福井・長野・山梨・静岡・愛知・岐阜の9県を、昭和25年の国土形成計画法では長野・静岡・愛知・岐阜・三重の5県を中部圏と呼ぶ。中部圏開発整備法(昭和41年)では新潟・山梨を除き三重・滋賀を加える。
東海地方	愛知・岐阜・三重・静岡の4県。東海財務局、天気予報、高校総体・選抜高校野球出場枠、日本郵政グループなどで主に用いる。

6-3. 文化的、経済的な地域特性

18

- ・三重県は関東と関西の中間に位置していることから経済面、文化面において多様性がみられる。

三重の文化の多様性 東西文化の交流 丸餅と角餅の分布の交錯



三重県の地域の多様性と地域特徴

北勢地域

県内経済の中心地。県内総生産の約5割、製造品出荷額の約7割を占める。

中南勢地域

県庁所在地の津市を擁し、県行政の中心地域。

伊勢志摩地域

全国レベルの観光地として県内外から広い集客力を持つ。

伊賀地域

歴史、文化、経済とも関西との結びつきが強い地域。

東紀州地域

自然、文化、歴史があり、県内の林業漁業の中心。

6-4. 最近の広域連携の動き

- 「全国知事会」など既存の枠組である各種の知事会議に参画するほか、共通課題を有する二県間で知事会談を実施したり、有志の知事によるネットワークに参加するなど、複雑・多様化する県政の課題解決にむけて広域連携の取組を推進。

既存の枠組を越えた具体的な広域連携の取組

紀伊半島三県(奈良県・和歌山県)の連携

- ドクターヘリの共同利用
- 災害復旧・復興に係る国の法令等の改善についての政策提言
(紀伊半島大水害関係)
- 第22回世界少年野球大会 三重・奈良・和歌山大会の開催
- 観光振興事業「吉野・高野・熊野の国」の実施
- 紀伊半島移住セミナーの共同開催

北海道との連携

- ものづくり技術を生かした一次産業の高付加価値化に資する産業振興など、県域を越えた広域的な取組を推進するための会議体をつくることについて北海道知事と合意。
- 企業の交流促進や地域資源を生かした農商工連携、観光振興等の取組を進め、新たな産業の創出、地域の活性化につなげる。

島根県・奈良県との連携

- 「観光振興の取組」
 - 古事記などの神話や世界遺産、食文化などの共通点を切り口に、日本橋にアンテナショップ(営業拠点)をもつ三県が連携し、情報発信等に取り組む。
 - 歴史博物館(斎宮歴史博物館、古代出雲歴史博物館、奈良県立万葉文化館)の連携など。

自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク

- 新しい国づくりに向け、「自立と分散・連携」を掲げ、共に行動する政策集団として、地方が「local and local」でつながり、「地方知」を結集することを目的に平成22年1月に有志の知事により設立。(本県は平成23年12月から参加)
 - 13県:三重・青森・山形・石川・福井・山梨・長野・奈良・鳥取・島根・高知・熊本・宮崎
- 活動内容として、「政策提案」「共同研究」のほか、各県間での連携事業を実施。

岐阜県との連携

- 医療、福祉機器分野での産業振興の連携
 - 三重県、三重大学、岐阜県、岐阜大学、(財)岐阜県研究開発財団の5者による実務者レベルの定期的な連絡会議を立ち上げた。

(出典)三重県